

# 森林における鳥獣害対策について

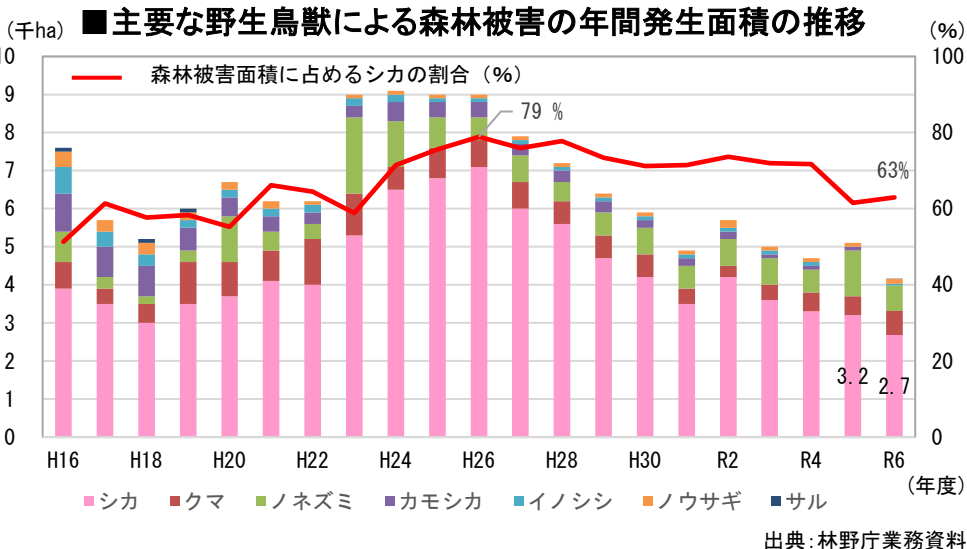
令和8年4月

林野庁

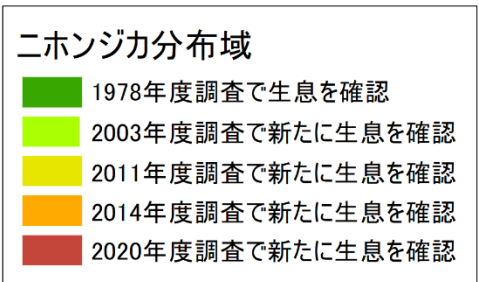
# 1 森林被害等の現状

## (1) 森林における鳥獣害の現状

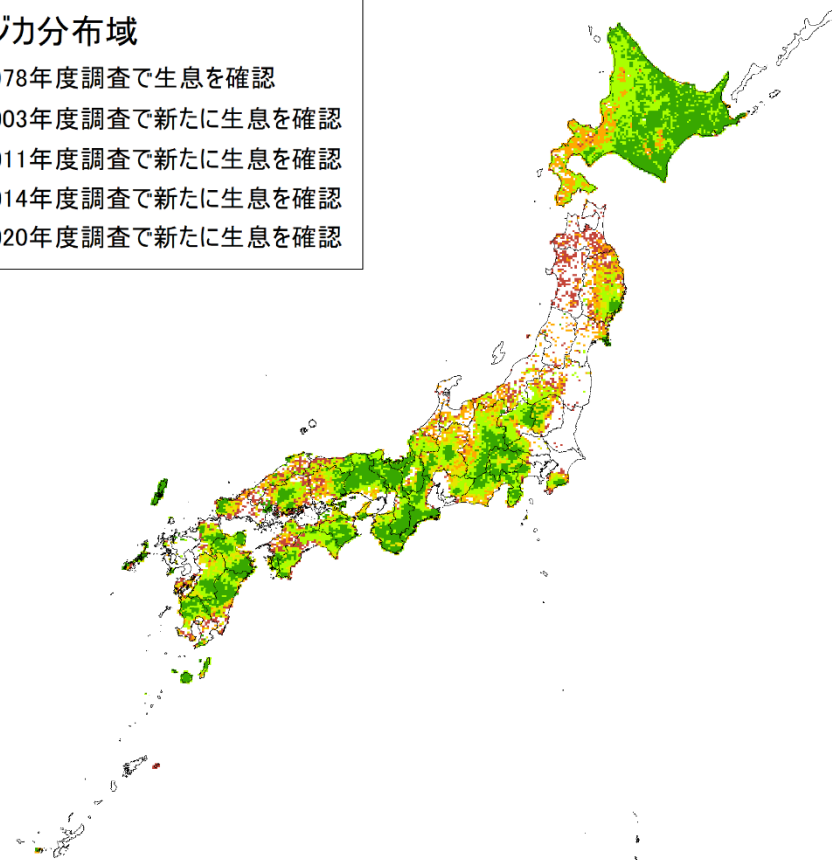
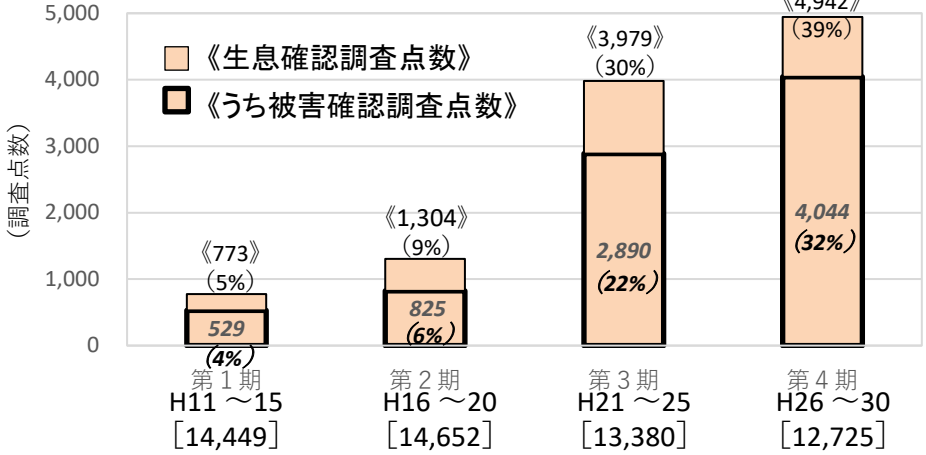
- 近年、野生鳥獣による森林被害発生面積は減少傾向にあるものの、長期にわたるシカの生息数の増加及び生息域の拡大により森林の被害は深刻な状況にあり、全国の森林の約3割でシカによる被害が確認。
- 令和6年度のシカ被害発生面積は約2.7千ヘクタールで、野生鳥獣による森林被害の約6割を占めるとともに、シカの生息分布は1978年以降大きく拡大しており、2018年までの40年間で分布域が約2.7倍に拡大するなど、深刻な状況。



## ■ニホンジカ 全国生息分布メッシュ比較図



## ■シカによる森林被害の状況



環境省資料(令和3年3月)

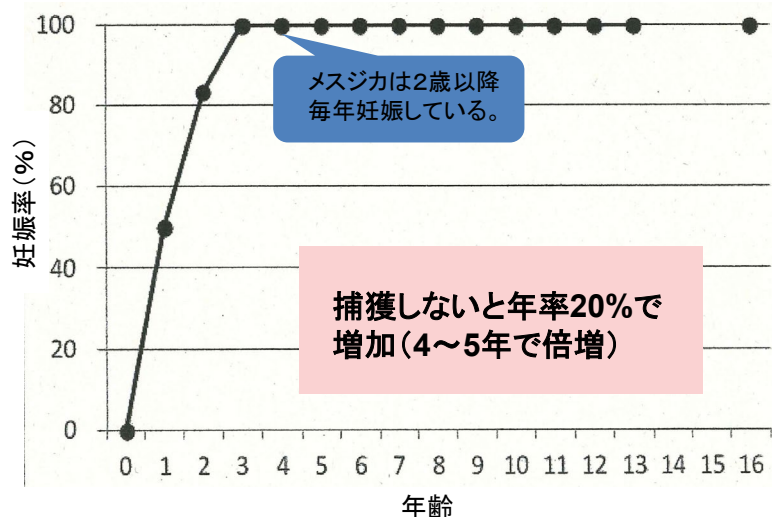
注1：第3期・第4期は、第1期・第2期と調査方法が違うため単純比較できないことに留意。  
 注2：[ ]は総調査点数、( )は総調査点数に対する割合。  
 出典：森林生態系多様性基礎調査

## (2) シカ個体数の推移

- シカは繁殖力が高く、捕獲しないと年率約20%で増加し、4～5年で個体数は倍増。
- 環境省の推計では、北海道を除く本州以南には令和5年度末で約230万頭(中央値)のシカが生息しており、依然として高い水準で推移(※)。

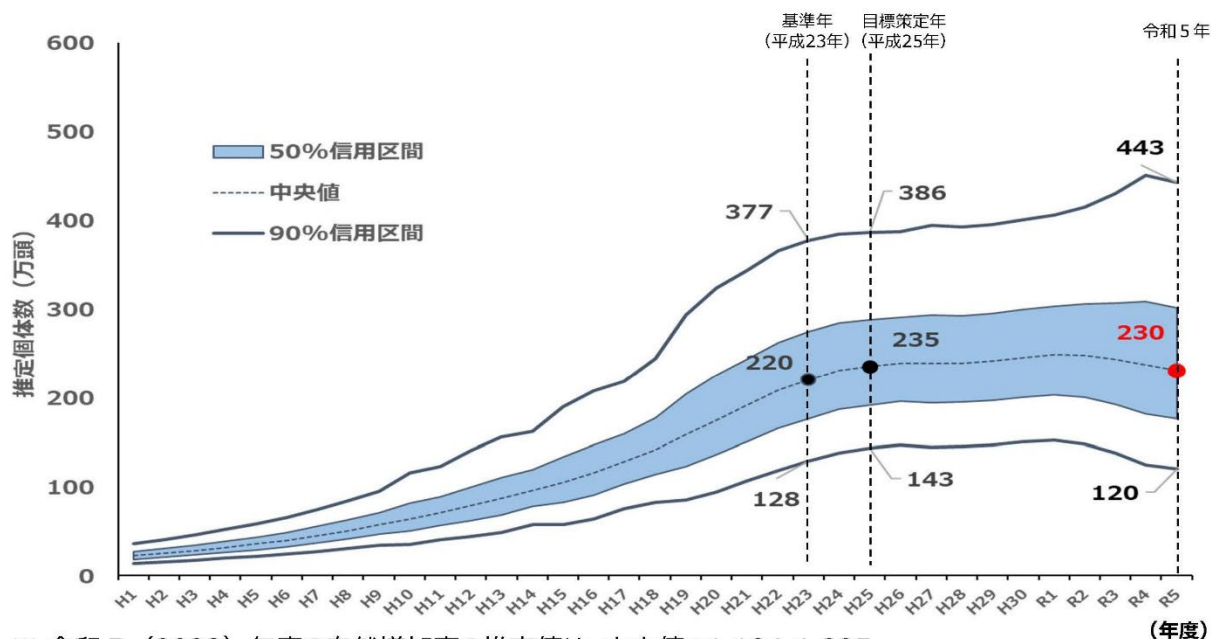
(※)北海道については、北海道庁が独自に個体数を推定しており、令和6(2024)年度の推定個体数は東部地域30万頭、北部地域21万頭、中部地域22万頭、南部地域5～18万頭と推定。

### ■ 静岡県富士地域における齢別妊娠率



※ 静岡森林管理署シャープシューティング調査結果より作成

### ■ 統計手法によるニホンジカの個体数推定(北海道を除く)



※ 令和5(2023)年度の自然増加率の推定値は、中央値で1.184-1.225

環境省資料(令和7年4月)

### (3) シカによる影響・被害1

#### 植栽木への食害



北海道 胆振地域 連続した枝葉の食害により盆栽状になったカラマツの植栽木



山梨県 富士山周辺 シカの剥皮による植栽木(幼齢木)の枯損



静岡県 富士山周辺 シカの食害を受け成林が見込めないヒノキ新植地

#### シカによる樹皮剥ぎ



北海道 知床 エゾシカによる広葉樹の樹皮食害



長野県 東信地域 カラマツ人工林におけるシカの剥皮害



滋賀県 霊仙山周辺 スギ人工林におけるシカの剥皮害

## (4) シカによる影響・被害2

### 下層植生の衰退



神奈川県 丹沢地域  
ヒノキ人工林におけるシカの食害による下層植生の消失



三重県 雲出川上流域  
天然林におけるシカの食害による下層植生の消失(一部表層崩壊)



和歌山県 護摩壇山周辺  
シカの食害により下層植生がアセビに単一化

### 食害による裸地化



三重県 大杉谷周辺  
人工林におけるシカの食害による無立木地化



高知県 三嶺周辺  
シカの食害によりミヤマクマザサが枯死し、裸地化(防護柵内のみ植生が残っている)

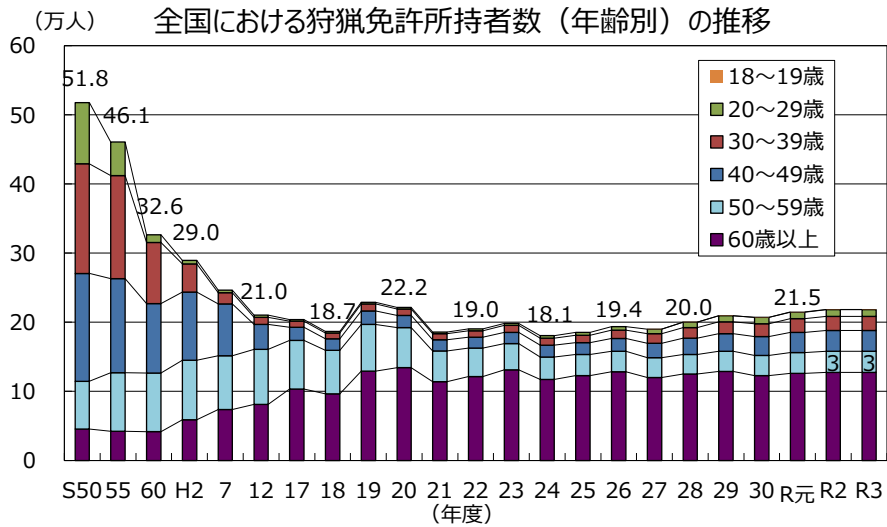


長崎県 対馬  
シカ食害による土壌流出

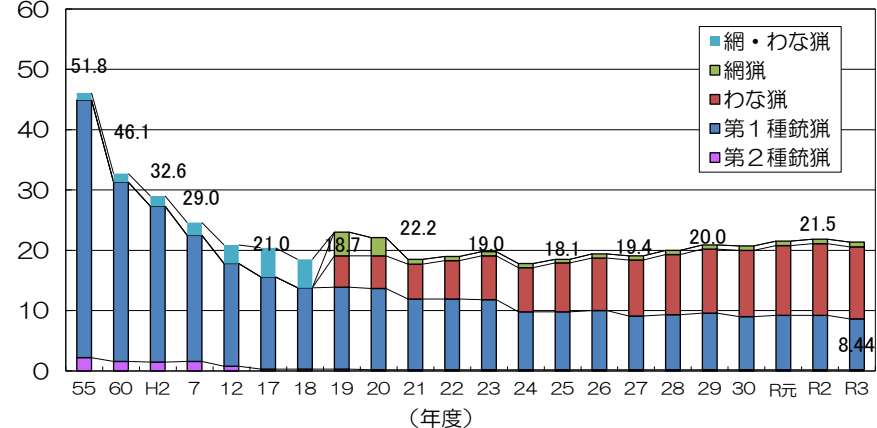
# (参考) 狩猟者と鳥獣被害対策実施隊の現状

- 狩猟者の減少、高齢化が急速に進む中、わな猟の免許所持者が増加している。
- 鳥獣被害防止特措法に基づき被害防止計画を策定し、鳥獣被害防止対策実施隊を設置する市町村数は令和5年4月末時点で1,246であり、増加している。

## ○狩猟免許所持者数の推移(環境省資料)



## 全国における狩猟免許所持者数(免許種別)の推移

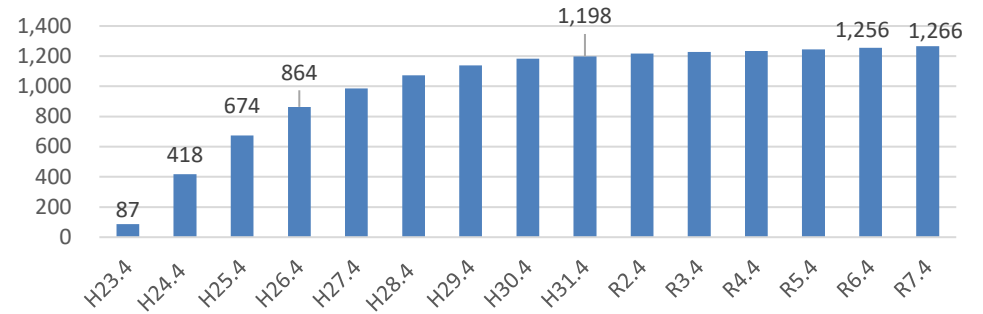


## ○鳥獣被害対策実施隊の概要 (農林水産省HP:「鳥獣被害の現状と対策より」)



捕獲活動

柵の設置



実施隊を設置する市町村数の推移

### 主なメリット措置

主として捕獲に従事する隊員

狩猟税は非課税

〈狩猟者(散弾銃等) 16,500円→0円〉

民間の隊員(非常勤の公務員)

公務災害が適用

銃刀法の技能講習

一定の要件を満たす隊員は、猟銃所持許可の更新等における技能講習が免除

※ 非常勤の実施隊員の報酬や保障措置は、各市町村が条例で定める。

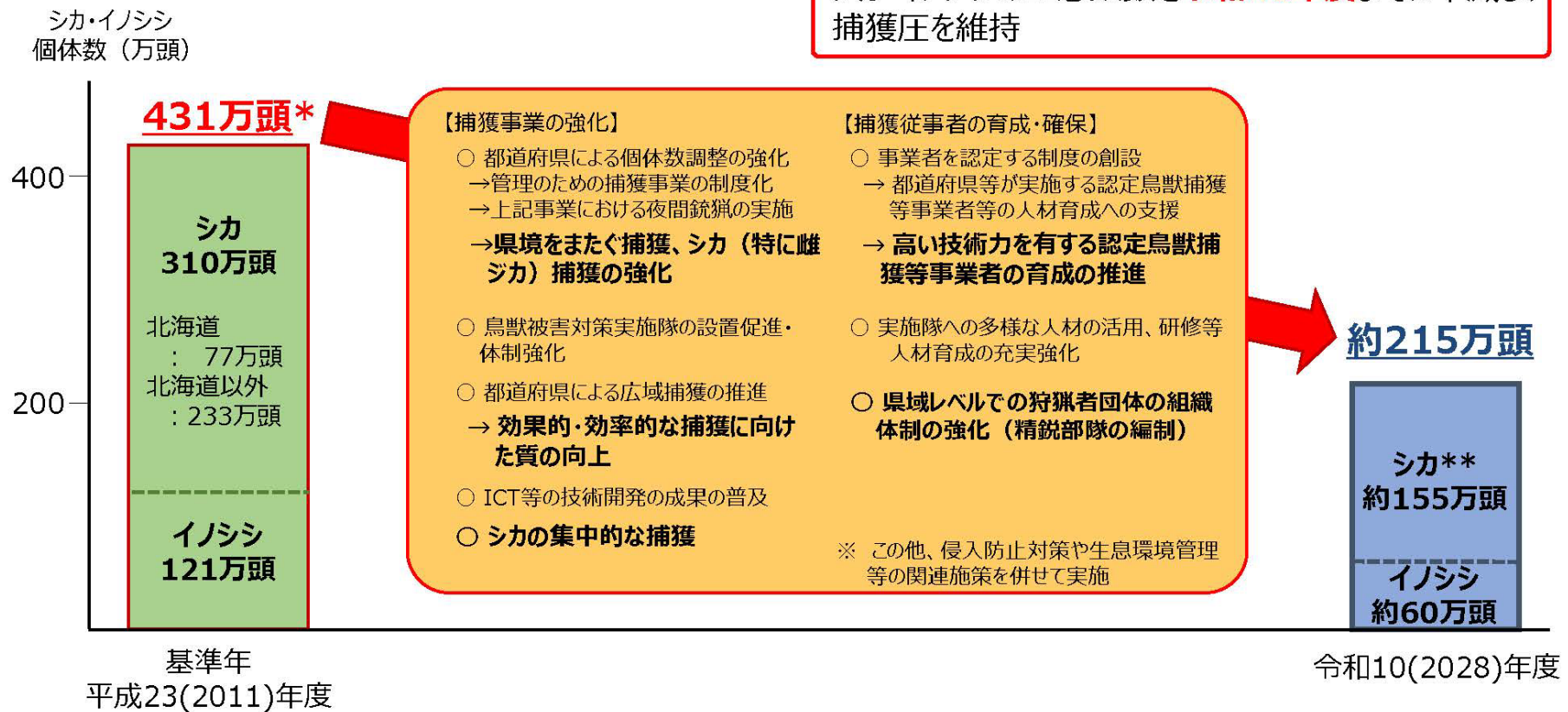
## 2 各省連携した抜本的な鳥獣捕獲強化対策（農林水産省HP:「鳥獣被害の現状と対策より」）

### シカ・イノシシの捕獲強化対策と捕獲目標

- 生態系や農林水産業等に深刻な被害を及ぼしている野生鳥獣について、**更なる捕獲対策の強化**を図り、
  - ① **シカ**は、**令和10年度までに、生息頭数の平成23年度水準からの半減**を目指す。
  - ② **イノシシ**は、平成23年度水準の半減を**早期に達成**し、その後も被害軽減に向けて**捕獲圧を維持**する。

#### 【捕獲強化対策 イメージ】

**当面の捕獲目標**  
シカ・イノシシの生息頭数を**令和10年度**までに半減し、**捕獲圧を維持**

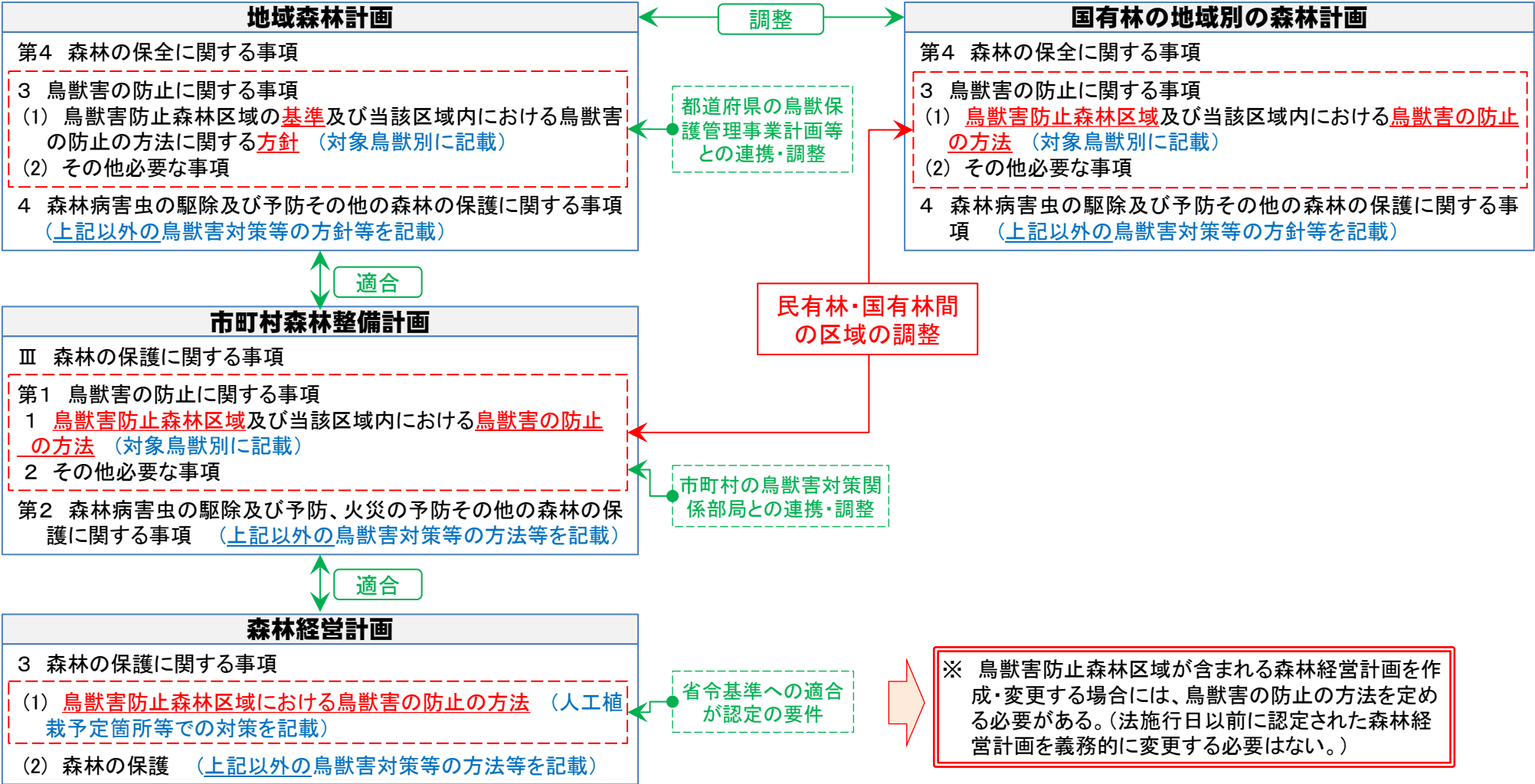


\*環境省における令和4年度の推定値（北海道の個体数は北海道が独自に推定）。

\*\*北海道分は北海道エゾシカ管理計画（第6期：令和4～9年度）で示している基準年の推定個体数の半数（39万頭）を用いた。

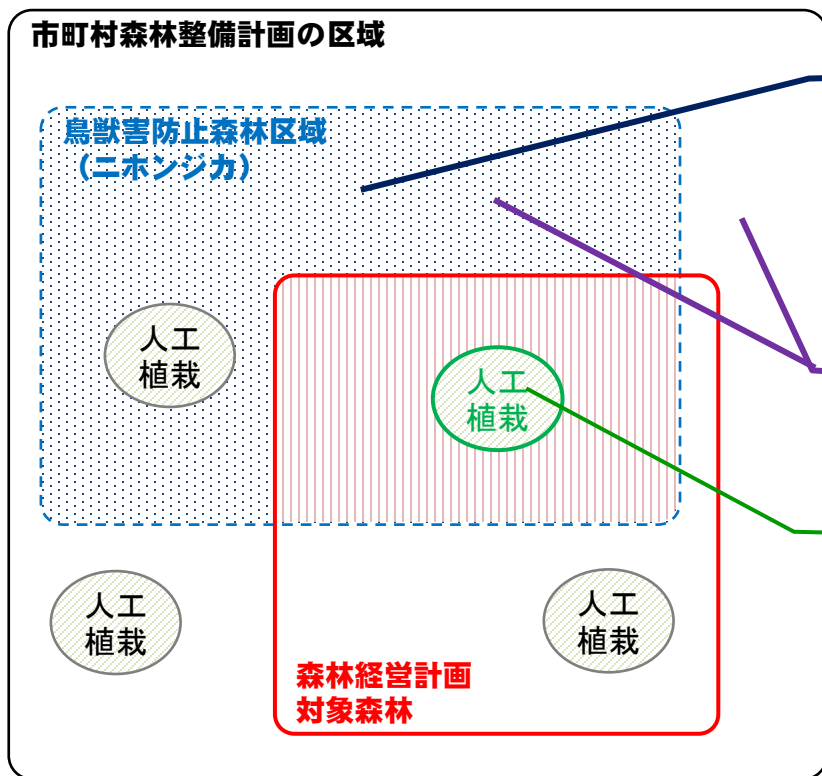
### 3 鳥獣害防止に向けた森林計画制度

- 近年、造林木に対するシカ等の食害が急増しており、樹木の枯死や下層植生の消失による裸地化等森林の公益的機能に大きな影響を与えるなど深刻化している状況。
- このため、伐採後の適切な再造林と造林木の着実な成長を図る観点から、対策を行うべき区域を明確にした上で、当該区域において重点的に鳥獣害対策を行えるよう、平成28年の森林法改正において森林計画制度を見直し。



- 鳥獣害防止森林区域内の森林においては、地域の実情に応じて、対象鳥獣による被害を防止するために効果を有すると考えられる方法により、鳥獣害対策(植栽木の保護措置又は鳥獣の捕獲等)を推進。
- 森林経営計画において、「森林経営計画に定められている造林方法が鳥獣害防止森林区域内において当該森林経営計画の期間内に植栽をすることであるときは、鳥獣害の防止のための防護柵の設置、わなその他の方法による鳥獣害の原因となっている鳥獣の捕獲(殺傷を含む。)その他の当該植栽に係る立木を保護するための措置を実施することとされていること」を認定要件(省令基準)とする。

## イメージ図



### 市町村森林整備計画

(鳥獣害の防止に関する事項)

区域内においては、野生鳥獣による森林の被害状況等に応じ、以下の被害防止対策を単独で又は組み合わせて推進。対象鳥獣がニホンジカの場合は、特に人工植栽予定箇所を中心に対策を推進。

#### ・ 植栽木の保護措置

(防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林モニタリングの実施 等)

#### ・ 捕獲

(わな捕獲、銃器による捕獲 等)

(森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項)

上記以外の鳥獣害対策等を推進。

### 森林経営計画

(鳥獣害の防止の方法)

区域内の森林で人工植栽を計画する場合は、被害防止対策が必須。

#### 認定基準(省令)

(鳥獣害の防止の方法に関する基準)

第三十九条の二 法第十一条第五項第六号の農林水産省令で定める鳥獣害の防止の方法に関する基準は、森林経営計画に定められている造林方法が鳥獣害防止森林区域内において当該森林経営計画の期間内に植栽をすることであるときは、鳥獣害の防止のための防護柵の設置、わなその他の方法による鳥獣害の原因となっている鳥獣の捕獲(殺傷を含む。)その他の当該植栽に係る立木を保護するための措置を実施することとされていることとする。

## (7) 森林における鳥獣害対策（事業）の体系

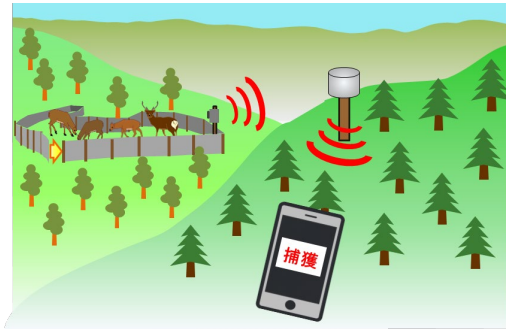


# 5 鳥獣害対策の技術開発の現状

○ 国や地方公共団体の試験研究機関、森林組合、民間企業等により、様々な鳥獣対策技術を開発。



○ ICTを活用したわな捕獲  
 わなにカメラを設置し、無線電波により映像を確認しながら遠隔で罠を動作させて鳥獣を捕獲できるシステム。



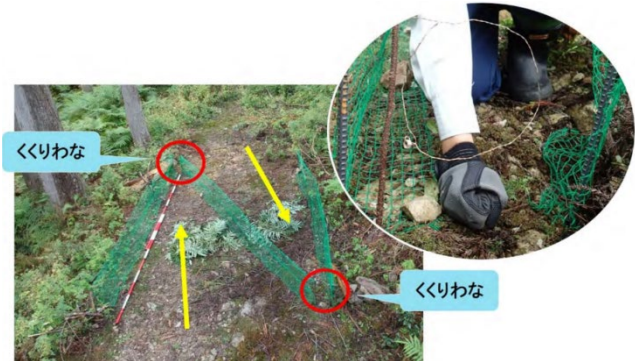
○ LPWAによる山間部での無線通信  
 低消費電力で長距離の通信ができる無線通信技術(LPWA)による中継基地を使用した、通信環境の悪い山間部での無線通信手法。



○ 小林式誘引捕獲法  
 くりわなの周りを石等で囲い、周囲にドーナツ状にエサを撒き、わなの中心に足を置くよう誘導する捕獲方法。



○ 小型囲いわな(こじゃんと1号)  
 安価で、組立・運搬が容易な囲いわな。軽トラックで運搬可能。天井部が解放されているため、クマの錯誤捕獲を防止。



○ ノウサギN型誘引捕獲罠  
 ノウサギが狭いところを通りやすい習性を利用して、餌で誘引したノウサギを、くりわなの取付位置(N型罠の狭窄部分)へ誘導し捕獲。



○ シカ情報マップ  
 スマートフォン等により、関係職員や市民がシカを目撃した際の日時や位置、雌雄別等の情報を入力し、誰でも閲覧できるシステム。

# 6 国有林野における鳥獣害対策

## 地域との連携によるシカ被害対策

○ 国有林野におけるシカによる森林被害対策として、①地域との連携によるシカ被害対策の推進、②モニタリングによる生息状況や被害状況等の調査、③捕獲等による被害防止対策を推進。

### ① 地域との連携によるシカ被害対策の推進

地域の関係行政機関や学識経験者、NPO等と連携し、効率的・効果的なシカ被害対策の検討、国有林・民有林が一体となった広域的な捕獲の実施。



地域の関係行政機関との協議会



地域関係者との現地検討会の実施



シカ被害対策実施状況等の発表

### ② モニタリングによる生息状況や被害状況等の調査

被害防止対策を効果的に実施するための、GPS首輪による行動追跡調査や自動撮影カメラ、ライトセンサ、足跡・糞・食害痕によるシカの出没状況等の調査、植生の被害状況調査を実施。



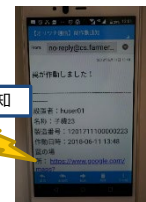
GPS首輪による行動追跡調査



シカ影響調査簡易チェックシート

### ③ 捕獲等による被害防止対策

生息状況等のモニタリング調査結果に基づき、職員や委託事業による捕獲を実施しているほか、地元市町村、猟友会等との協定に基づくわなの貸出により、国有林野内で猟友会等が捕獲を実施。森林管理署においては、「ICT捕獲通知システム」の導入、治山事業等の請負事業者がわなを見回る「ついで捕獲、ついで見回り・通報」により、捕獲作業の効率化、見回り経費の削減を図るなど、捕獲技術の向上とコスト削減に取り組んでいる。



ICT捕獲通知システム



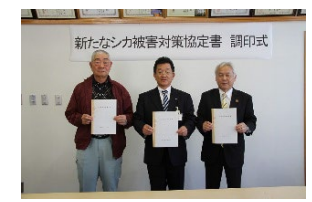
ICT技術を活用した簡易囲いわな



治山工事箇所周辺のワナ設置区域



改良型わな(小林式誘引捕獲法)の普及展開



地元市町村等と森林管理署の捕獲等に関する協定締結

- ☆ シカによる森林被害が発生している地域において、積極的な捕獲等の実施により、森林被害を軽減
- ☆ シカによる森林被害の軽減を図ることにより、森林の有する多面的機能を将来にわたって持続的に発揮させていくことに貢献